

平成30年度 第3回鎌倉市総合計画審議会

- 日 時：平成30年10月17日（木）午前9時30分から11時30分まで
- 場 所：本庁舎4階 402会議室
- 出席委員：亀山会長、小泉委員、大村委員、下平委員、正木委員、相川委員、屋ヶ田委員
- 欠席委員：安齋委員、波多辺委員、西畑委員
- 幹 事：共創計画部長、共創計画部次長兼企画計画課長、政策創造課長
- 事務局：企画計画課課長補佐兼企画計画担当担当係長、
企画計画課企画計画担当担当係長、企画計画課企画計画担当2名、
政策創造課課長補佐兼政策創造担当担当係長
- 傍 聴 者：3名
- 会議次第：
- 1 議題
- (1) 第4期基本計画策定スケジュールについて
 - (2) 第3期基本計画の分野別評価について
 - (3) 市民対話について
 - (4) その他
- 配付資料
- 資料1 第1回鎌倉市総合計画審議会会議録
 - 資料2 第2回鎌倉市総合計画審議会会議録
 - 資料3 第4期基本計画策定スケジュール
 - 資料4 第3期の各分野別評価資料
 - 資料5 市民対話の実施と市民との共創関係の構築について

○会議記録

会長 只今より「第3回鎌倉市総合計画審議会」を開催いたします。まず始めに、本日は、3名の傍聴のお申出がございますが、会議内容に非公開とする部分はございませんので傍聴の方にはすでにご着席いただいております。ここで、傍聴者に申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。発言、会議の録音・録画・撮影は認められませんので、よろしくお願いいたします。では、本日の出欠状況について、事務局から報告願います。

事務局 本日の審議会は7名のご出席をいただいておりますので、本審議会規則第3条第2項の規定により成立していることを報告いたします。なお、波多辺委員、安齋委員、西畑委員につきましては、都合により欠席される旨、ご連絡をいただいております。

会長 出欠状況については、よろしいでしょうか。

会長 次に、配付資料の確認について、事務局、お願いします。

事務局 本日の会議資料は、会議次第にあります配付資料のとおりになります。

会長 続いて、会議次第に入る前に、前回までの第1回と第2回の会議録について事務局より説明願います。

事務局 第1回と第2回の会議録（案）につきましては、9月に各委員宛に送付させていただき、修正の有無をご確認いただきました。本日配付したものは、それらを反映させた最終案となっておりますので、ご了承いただき、確定とさせていただきたく、お願いいたします。

会長 了承ということよろしいですか。

(了承)

会長 はい、ありがとうございます。会議録については、了承されました。それでは、会議次第に戻ります。本日の議題は、4件ございまして、「(1)第4期基本計画策定スケジュールについて」、「(2)第3期基本計画の分野別評価について」、「(3)市民対話について」、「(4)その他」となっております。それでは始めに議題(1)第4期基本計画策定スケジュールについて事務局より説明願います。

事務局 それではまず、計画の策定スケジュール全体について説明いたします。資料3をご覧ください。

資料は、一番上を事務局作業、真ん中が庁内作業、続いて本日開催の総合計画審議会と、市民評価委員会、市議会という形で作成しています。

計画策定までは真ん中の「庁内作業」で主な検討をしていきます。大きな流れとしては、策定委員会（副市長を委員長として各部長級で組織する委員会）にて「計画の構成」や、共生、共創やSDGsなどの「新たな視点の反映」についてなど、骨子について協議し、計画の方向性について検討を進める予定です。

また、策定委員会と並行しながら、各課長級で構成する策定部会においては、まず、SDGsの考え方や、EBPM（証拠に基づく施策立案につながるロジック）や指標の作り方について職員研修を行った上で、策定委員会で協議した内容も踏まえながら、施策の方針の見直しや、SDGsなどの視点の反映、現状・課題の整理、主な取組内容の整理、指標設定など計画案の検討を行います。さらに、それらの内容は、策定委員会と随時調整するとともに、総合計画審議会や市民評価委員会でご意見をいただきながら3月末までにまずは事務局案としてまとめていく予定です。

現在はこれら作業に向けた準備段階として、まず、図の左上の部分になりますが、人口推計や社会・市内動向などの基礎調査、他市とのサービスレベル比較などをまとめる作業を進めています。

また、現在の第3期基本計画の振り返り（評価）についても並行して作業を進めているところです。現行計画の振り返りを行うことで、課題や改善点、新たな視点の反映などを整理し、新計画に反映していきたいと考えています。

資料の下から3行目には、総合計画審議会の予定を記載しておりますが、本日の審議会と次回の審議会では、現行計画の内容について、課題や改善点、新たな視点の反映、などの視点でご意見をいただければと思います。いただいたご意見は、計画の構成や方向性、計画案の検討に反映させていく予定です。

会長 事務局から計画策定のスケジュールについて説明がありました。委員から、ご意見・ご質疑はございますか。

委員 総合計画審議会が今日と来月というスケジュールの中で、左上の人口推計と基礎調査と他市とのサービス比較という内容については、我々審議委員にいつ頃配付されるのでしょうか。

事務局 人口推計はまとまらないのですけれども、基礎調査系については、まとまると思いますので、まとまれば次回の11月にはお示ししたいと思います。人口推計は長い形で時間がかかりますので、2月頃に提示できるのではないかという状況です。

委員 わかりました。

会長 他のご意見はいかがでしょうか。その基礎調査の一部は、この次の議題である資料4に一部データが載っているので、今日この後ご説明いただく資料を踏まえて、私たちは今回と来月の会合で振り返り、過去の5年間についてどうだったかということ

理解し、そこから皆様からいただいたご意見を今度、庁内作業に反映していただくというプロセスだと思いますので、今日既に一部の調査についてはご説明いただくと理解しています。よろしいでしょうか。

では次に議題(2)第3期基本計画の分野別評価について事務局より説明願います。

事務局 それでは、資料の内容について説明させていただきます。本日と次回の審議会では、先程説明させていただいたとおり、今後策定する計画の構成や方向性の検討につなげるため、現行計画の課題や改善点、新たな視点の反映、などの視点でご意見をいただければと思います。

説明は、資料4を用いてさせていただきますが、まず先に計画の体系について今一度ご認識いただきたいため、現行の基本計画の32ページ、33ページをご覧ください。こちらは現行計画の体系図になります。

本日、現行計画の振り返りについて説明する「資料4」については、計画の「分野」(一番上の第1章「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち」の場合、分野は(1)平和、(2)人権、(3)多文化共生社会の3つございます)ごとに振り返りの内容を整理しております。

この「分野」は全部で24ありますが、基本構想における6つの将来目標に基づいたものとなっているため、今回の計画改定では基本的に組み替えないという整理をしております。なお、そこに紐づく「施策の方針」はロジック的な視点、取捨選択の視点のほか、本日と次回の総合計画審議会でのご意見などを踏まえ、組み換えることを考えております。

本日は、現計画の、24の「分野」ごとにまとめた振り返りの内容を説明させていただき、その後ご質問やお気づきの点などご意見いただければと思います。そして、本日の説明をお聞きになり、資料をお持ち帰りいただき、内容をご確認いただいた後、次回の審議会にて改めて各分野についてご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の内容について説明をさせていただきたいと思います。資料4をご覧ください。

まず最初に、この資料のつくり方になります。まず、1ページ目の4行目のこれがいわゆる人権の尊重、人の出会いを大切にすまちという部分で、これは第1章の将来目標を記載させていただいております。32ページと比較しながら見ていただきたいと思います。分野につきましては、1については平和を載せております。5行目に、平和を希求するまちを目指すという部分については、基本計画の7ページから9ページをご参照いただければと思いますが、こちらの7ページに将来の目標が書かれていまして、ここでそれぞれの将来目標が6つありまして、その中での分野が書かれております。その文書がこの5行、6行目に入っているという立てつけでつくっておりますので、この部分を参考にしながら見ていただければと思います。

次の8行目になりますけれども、施策の方針ということで、平和については、施策の方針が1つになりますので、ここで平和推進事業の充実というものが書かれております。最初だけなので、参考に平和の部分については全体を説明させていただきます。9行目の目標とすべきまちについては、次は41ページをご参照いただきたいのですが、41ページの目標とすべきまちの姿という部分が、この9、10、11、12行目に記載をさせていただいています。このような立てつけの中で、上段の部分はこの計画の部分で載せているというご理解をいただいた後に、18行目の事業分野で指標としているもの

を記載させていただいて、1 ページの30行目については、市民評価委員会からの提言、2 ページになりますけれども、37行目の、今、考えられる主なSDGsの部分を記載させていただいて、42行目の計画改定においての配慮すべき事項及び事務局の考察をその後に記載させていただいております。この下の部分に、皆様の審議会での委員の皆様、皆様の意見を記載させていただいて、さらには、その下に担当部局の考察というものを入れた中で、いわゆる分野ごとの全体像をつくっていきたいと考えております。

なお、記載は現時点で取りまとめた内容でありますので、今後、ブラッシュアップする中で、内容の修正をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

立てつけとしてはこのような形になりますので、それでは、それぞれの分野ごとに長時間いただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今、話をさせていただきました将来目標、第1章について、32ページと33ページを参考に、比較しながら見ていただければ幸いです。まず、第1章「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち」で、分野（1）平和でございます。これについては、平和推進の充実ということで、主な取組については14行目に書かれております、平和推進事業の推進という項目を載せております。この分野での指標につきましては、平和推進事業への参加者等、参加人数等の推移を載せております。

市民評価委員会からの提言としましては、若い世代の参加を促すため、これまでの広報や新聞等に加え、ツイッター、フェイスブックなど、SNSへの対応などを積極的に利用していくべきであるという部分と、あと、今までとこれまでと違う努力と工夫を行い、平和意識を高めるための工夫をしていかなければいけないというご意見をいただいております。

2 ページ目にまいりまして、この分野の取組に関するSDGsのゴールは、16番の「平和と公正を全ての人に」の取組が考えられております。また、事務局として配慮すべき事項につきまして、主なものとしては、本市のまちづくりは、平和都市宣言を鎌倉市民憲章の精神を基調に進めるものであり、全ての施策に優先して取り組むべき分野である、基本計画改定に当たってはこの分野の重要性を再認識した上で、効果的に事業を進めることができるよう目標とすべきまちの姿や、主な取組の構成、KPIの設定を行うことが必要であるという事務局の考察を記載しております。平和については以上でございます。

次、3 ページ目、同じく第1章の分野「人権」でございます。この人権につきましても施策の方針は1つでございます。人権施策の充実ということで、目標とすべきまちについては記載のとおりでございます。

主な取組としましては、5本ございまして、人権意識の醸成、人権関係機関との連携、人権施策の充実、誰もが参加できる社会の推進、男女共同参画社会実現のための総合的な施策の実施という形で5つの取組を行っているところでございます。

4 ページ目に移りまして、この分野での指標としましては、審議会等の女性委員の割合の推移であるとか、市及び学校の女性管理職の割合などとさせていただいております。

評価委員会からの提言につきましては、38行目にも書いております、男女共同参画社会とは、女性の社会進出、家事の社会化を推進することではない、性別役割分業を改善し、それぞれの性の特徴を生かした施策の取組と多様化の社会の中で、まず子どもたちへの教育に力を入れてほしいという意見、さらには「目標とすべきまちの姿」にある、「特に行政、市民、地域社会、事業者など、社会全体で男女共同参画社会の形

成に取り組むことで男女共同参画の意識が根つき、」については、「行政」についてここは理解できるけれども、「市民」、「地域社会」、「事業者」など、行政の範囲外の目標が掲げられているのではないかというご意見をいただいています。

SDGsについては記載のとおりです。現在、関連していると考えられるものを載せさせていただきます。

事務局考察につきましては、「かまくら人権施策推進指針」や「かまくら男女共同参画プラン」に沿って事業を行ってきたが、近年ではLGBTへの理解、促進、SNS等、インターネット環境上での人権侵害なども問題になっていると、また、市民意識調査では、これまでの取組を知らないと認知度の低さが毎年上位にランクされており、施策間の重要度では重要でない施策の上位に上がっており、興味関心を持っている市民が少ないことが懸念され、効果的な啓発活動をどのように行政が行っていくのか検討すべきであるという考察をさせていただいています。主なものは以上です。

次に、6ページになります。第1章の分野の最後になります、多文化共生社会でございます。世界に開かれたまちを目指すということ、施策の方針もこれも1つでございます。多文化共生社会の推進でございます。主な取組については、多文化共生社会への理解、外国籍市民が暮らしやすい環境の整備、3の国際交流・協力活動への支援の促進、その3つを掲げさせていただいております。

指標としましては、国籍別の外国人市民数の推移、市民通訳ボランティアの派遣の回数というものを指標とさせていただきます。

評価委員会からの提言につきましては、外国人のSNSの活用による情報収集などを鎌倉市から情報の外国語変換などへの迅速な対応の方法が必要となってくることが予想されていることと、いずれのフェスティバルや交流会、支援も一部にしか浸透していないことが市民の認知度の低さにつながっているというようなご意見もいただいております。

SDGsについては2つ載せさせていただいて、事務局の考察としましては、このグローバル化が進む中、多文化共生社会への理解促進は重要であるが、国際交流フェスティバルなどの一部の事業しか行われていない状況であるということを上げています。

次の8ページに移りまして、東京オリンピックパラリンピックに伴う外国人観光客の増加であるとか、フランスのセーリング連盟との事前キャンプ等にかかる協定の締結などの機会を捉えて、交流を通じて多文化共生社会への関心を高めていくことが期待されているという部分と、語学の堪能な市民も多くボランティア活動への関心も多いことから、通訳ボランティア等の活動の活性化が望まれているという、考察をさせていただいております。さらに、交流や相互理解は重要であるが、さらに一歩進め、共同研究や政策連携といった領域を目指すべきであるとも考察しています。以上が第1章の部分になります。

9ページに移りまして、第2章「歴史を継承し、文化を創造するまち」でございます。この分野の(1)歴史環境でございます。歴史環境の保全については施策が3つございます。施策の方針としては、「歴史的風土の保存」、「史跡の指定、保存・管理、整備及び活用」、10ページに移りまして、「文化財の保存、調査・研究、情報の充実」でございます。それで施策の方針の1については、主な取組を2つ、施策の方針2については主な取組を4つ、施策の方針3については、主な取組を4つです。以降については割愛をさせていただきます。この関係で、11ページに移りまして、事業分野での指標については、神奈川県内の歴史的風土特別保全地域の面積と、さらには近郊都

市等における国指定史跡数の比較などを提案させていただいております。

12ページに移りまして、これに対する市民評価委員会からの提言につきましては、指定拡大とともに保存管理の優先順位を明らかにすべきである、歴史環境分野における取組の認知度は高いが、取組内容がそうさせているとは一概にいけない、「許認可事務件数」、「届け出の受理件数」、「許認可にかかる経由事務件数」等を報告し、PRをしたらいかがかというご意見をいただいているほか、減ることのない文化財の保存について長期的な展望を示してほしいというご意見をいただいております。

SDGsについては、11番、15番、17番という3つを、現時点で考えられる部分として載せさせていただいて、事務局考察といたしましては、総合戦略策定時の平成27年に策定しましたアンケートなどによると、転居先として当市を選んだ決め手としましては、山並みの緑などの自然環境が24.5パーセントと最も高くなっており、特に、鎌倉地域では、さらに歴史的景観がこれに加わるということからもこの分野はさらなる充実是非常に重要であるという考察をさせていただきました。また、既指定の史跡公有化とともに、新しい史跡指定、計画的な史跡の買収や多くの文化財を保存していかなければならない中、国・県の補助も満額交付されていない現状を踏まえると、市民評価委員会からの提言にもあるように、観光との連携やふるさと寄附金の活用、他の分野と協力して事業推進や財源確保を検討すべきとの意見を記載しております。

次に、14ページに移りまして、第2章の分野の「文化」でございます。文化につきましては、新たな文化を創造・発信するということで、施策の方針は1つでございます。文化活動の支援・推進について、主な取組につきましては3つ掲げさせていただいております。

この分野の指標としましては、16ページの市内の芸術文化鑑賞施設の利用者数の推移等とさせていただいております。

市民評価委員会からの提言につきましては、指定管理者との連携、PDCAはうまくいっているかを検証するべきであるとか、実施内容に「各施設のネットワーク化を強化」、「鎌倉の様々な文化を体験できるような環境を整えた」とあるが、具体的に何を行ったかが触れられていない。例えば、「何々を実施することで何々を強化した」という表現は必要ではないかというご意見等をいただいております。

16ページに移りまして、市の使命として、文化は持続的に実施していく必要がある、ですとか、受益者負担については不公平を感じる市民も存在しており、時代の変化を見据え、見直しをする必要があるというご意見をいただいております。

SDGsについては、8番と17番が現在あたっているという記載をさせていただいております。事務局考察としましては、市民意識調査では、施策自体の重要度が低いことから、この分野の取組を充実させるためには、市民の文化に対する理解を深めていくことが求められている点、またハード面では、鎌倉芸術館など市民の文化活動を支える施設として適切な維持管理が求められているという点、今後は、観光面との連携などにより、施設の設置目的や財政負担の軽減など、統合的な取組が求められるという点など考察をさせていただいております。

次に、17ページに移りまして、第3章に移ります。都市環境を保全・創造するまちでございます。分野1「みどりの保全」でございます。みどりの保全・創造・活用を図りますということで、これについては施策の方針は2つでございます。みどりの保全の部分と都市公園等の整備・管理でございます。みどりの保全等については3つの主な取組をさせていただき、方針の2都市公園等の整備については、主な取組につい

ては4つの取組で対応させていただくということでございます。

18ページに移りまして、この分野で指標としているものにつきましては、市内の森林資源の推移であるとか、市内の人口1人当たりの都市公園面積の推移などになります。

市民評価委員会からの提言につきまして、19ページに移りまして、みどりの保全等につきましては、市民の協力・協働が不可欠な事業である、充実した施策による緑地の質の向上のためにも、さらなる樹林管理事業の充実を求めたいという部分がございます。

都市公園の整備・管理につきましては、人口減少が想定される時代環境の中で、公園用地取得は慎重にすべきである、公園の維持管理に当たっては、協力体制をつくり上げ、みんなの公園であるとの意識を持てるよう地域住民、市民との意見交換を行い、ニーズを組み入れていくことが求められているというご意見もいただいております。

20ページに移りまして、この分野の取組は、SDGsについては11番、15番、17番を記載させていただいています。事務局考察の中では、鎌倉広町緑地や山崎台峯緑地などの保全により、近隣市に比べ大規模な都市公園等を有しており、市内に大規模な緑地が保全されていることは本市の一つの魅力となっている点、市民意識調査でも、施策間の重要度では重要であると、施策の上位に位置づけられている点、子育て世代のニーズに対応した公園が少なく、遊具等の老朽化が進んでおり、市民ニーズに合った魅力ある公園づくりが課題として挙げられているが、人口減少、高齢化の進行といった今後迎える社会環境を踏まえて検討を行う必要があるという点を事務局考察として挙げさせていただいております。

21ページに移りまして、次は、分野2の都市景観でございます。都市景観で、鎌倉らしい都市景観をつくり出すということで、施策の方針は1つでございます。良好な都市景観形成事業の推進ということで、主な取組につきましては、4つ挙げさせていただいております。1番から4番まででございます。

22ページに移りまして、この分野での指標としましては、1人当たりの風致地区面積の比較や、景観地区内における建築物計画の認定件数の推移を指標として挙げさせていただいております。

評価委員会からの提言については、景観計画の策定、評価、検証で10年が経過しており、景観形成、具体的な活用にスピード感がちょっと足りない、景観重要建築物は保全、活用に向けてスピードを増やさないと老朽化するという部分と、あと、都市景観形成事業については、指標の設定が必要である、目的や取組や内容等に異論はないが、事業に対する効果がわかるものがないと評価しにくいというご意見をいただきました。

23ページに移りまして、SDGsを記載させていただいています。また、事務局の考察としましては、景観形成は行政が進めるものでなく、市民・事業者とともに取り組むものであり、自主まちづくり計画や住民協定の策定等、地域住民自らの発意による取組は評価されるが、策定時から形骸化せず活発な取組が継続しているか、また、適切な支援、連携が行われているのか不明という点、市民の景観意識の向上のための様々な取組が進められているが、新規地区指定などの成果が上がっていないという点を事務局考察とさせていただいています。また、景観法制定時の主な景観に対する市民意識の高まりに期待はできないのであれば、他のまちづくり手法との連携や役割分担など、都市景観形成事業自体の位置づけを再構築することも必要であるという意見も入

れさせていただいております。

次に24ページ、分野3の生活環境でございます。省資源、循環型社会を目指すということで、施策の方針は1番から6番まで26ページまであります。施策方針の1としましては、3Rの推進・ごみの適正処理、施策の方針2については環境汚染の防止、さらには、まちの美化、次代に向けたエネルギー・環境対策の推進、26ページに移りまして、野生鳥獣等への対応、海浜の環境整備になります。

26ページに間違いがありまして、環境整備ではなく環境保全、26ページの92行目でございます、海浜の環境保全になります。この分野の指標としましては、27ページに記載をさせていただいておりますが、ごみ搬入量の推移、リサイクル率の推移、苦情処理状況の推移であるとか、路上喫煙率の推移であるという部分を指標とさせていただいております。

28ページに移りまして、評価委員会からの提言でございます。ここは項目ごとに少し長く入っておりますので、かいつまんで説明させていただきたいと思っております。3Rの推進、ごみの適正管理については28ページになりますが、「目標とすべきまちの姿」にある「市民、事業者、市が協働して安定的で着実なごみ処理が行われています。」について、どのような連携が行われているのか、安定的で着実なごみ処理はどのようなものかを明確にし、それに伴う事業を行うべきである、といったご意見や、リユースやリサイクルに関する指標を設けるべきである、様々な処理に対するコスト、ごみの燃焼効率を指標とすべきである、取組に対する市民の認知度は高く、ごみ発生抑制に市民が高い意識を持ち、市民の協力度は高い、有料化、戸別収集の関係が市民に理解されていない、また理解度に地域差があるというご意見をいただいております。

下段になりますが、環境汚染の防止につきましては、「目標とすべきまちの姿」にある「大気汚染、水質汚濁、騒音等による公害の発生が抑制され、快適なまちづくりが推進される」については、「汚染」や「騒音」に対する目標値を設定し、指標とすべきであると、さらには、「環境汚染等の公害が発生した場合に、適切な指導、対策等が実施され」という部分については、発生した場合の対応も必要であるが、発生を未然に防ぐ指導や対策を重視すべきだというご意見をいただいております。

29ページに移りまして、まちの美化につきましては、海水浴シーズンの路上喫煙禁止地区の拡大はできないものかというご意見や、美化活動の市民参加数を指標とすべきではないか、さらには、訪れる人に対して美化への働きかけの取組に期待をしたいというご意見と、マナーの悪い観光客に対して啓発等も行うべきではないかというご意見もいただいております。あと次世代に向けたエネルギー環境対策の推進につきましては、鎌倉市の地域特性に適したエネルギーの地産地消について研究継続を行ってほしいというご意見をいただいております。事業の効果を感じとれていない市民が比較的多い、イベント等では、発泡スチロールやプラスチックなどのごみが多く出ており、なくすように徹底をする必要がある、特に市の施設を使うようなイベントはリユース食器を使うなど環境に配慮することを義務づけるべきであるというご意見をいただいております。

30ページに移りまして、5番目の野生鳥獣等への対応につきましては、有害野生鳥獣については、外来生物法による防除を実施計画に基づいて近隣市町村と連携を図り、被害の防止を推進し、生態系の保全に努めていくことが望まれる。また、犬・猫の飼育マナーの向上のため取組に努力するが、行政の行うべき仕事と考える必要はないというご意見であるとか、他の外来生物の生息数なども指標とすべきであるというご意

見をいただいております。

さらに、海浜の環境保全について、「環境整備」となっておりますが、正しくは「環境保全」です。海岸の保全と安全な活用は、県の管轄部分であるので、市の単独での検討は限られている、県や関係機関、団体と連携して効率的な運用が図れるよう検討が必要である、海浜の環境保全が海浜の美化、清掃に終始している印象がある、海浜の適正な利用もその1つならば、取組が具体的に何であるのかを表記願いたいという部分のご意見をいただいております。

SDGsのゴールについては、8つのゴールを記載させていただいております。事務局の考察につきましては、記載のとおり、トピックスとしては、この分野では3Rの推進・ごみの適正処理、次世代に向けたエネルギー環境対策の推進に占めるウエートが非常に大きくなっています。「都市環境を保全・創造する」という将来目標に当たっては重要なものであるが、それぞれの施策の方針において市が取り組むべきボリュームに差異があることからアンバランスになっているため、施策の方針は一部統合など見直しをすべきと考えております。たとえば、環境汚染の防止、まちの美化、海浜の環境保全などは検討を有すると思われると記載をさせていただいております。

生物の多様性保全対策、生態系の保持であればかなり大きな目標であるけれども、取組は有害野生鳥獣の防除と餌づけ禁止等の普及啓発のみであり、他の施策の方針と統合するなど検討すべきではないかという意見と、あと海浜は、他の施策の方針と統合を検討したら良いのではないかと事務局考察を記載させていただいております。

次に、32ページに移りまして、第4章でございます。健やかで心豊かに暮らせるまちということで、32ページの分野1の健康福祉でございます。健康で生きがいに満ちた福祉のまちづくりを目指すということで、これにつきましては、施策の方針は2つでございます。地域の生活支援のサービスと市民の健康と安心づくりの推進、取組内容については、施策の方針1については1から7、施策の方針2については、33ページの1から8までを記載をさせていただいております。

これに対しまして、34ページに移りまして、事業分野で指標としているものについては、特定養護老人ホームの定員数であるとか、ひとり暮らし高齢者の登録数、障害者手帳の交付者数の推移など、35ページに移りまして、生活保護の保護率の推移、特定健診受診率の推移、36ページに移りまして、休日夜間の急患診療所の小児患者数の推移という部分も記載をさせていただいております。

これに対しまして、評価委員会からの提言につきましては、目標とすべきまちの姿に記載されている必要なサービスとは具体的にどのようなサービスかを明確にし、それに対する選択肢を提供するとともに、市民や市民活動団体はどのように積極的に参画、連携し、具体的にどのような地域生活支援サービスが提供されているのかを示すものを具体的にわかりやすく記載するとともに、それを測る指標を設定して進捗状況を常に把握すべきであるというご意見をいただいていること、少子高齢化社会が進行する中で、福祉ニーズはますます高まって、取捨選択しながら有効的な施策推進を行う必要があるということでご意見をいただいております。あと、老人福祉センターの利用満足度調査については、利用者のみが対象となっているが、非利用者のニーズや不満を把握すべきである、また、長期的な取組については、期間とか、今年度の位置関係及び最終的な目標について、どのような取組を行ったかを明記すべきであるというご意見をいただいているところでございます。

この分野の取組は、SDGsについては5つで、1番から3番、8番、10番を掲げさせ

ていただいているところです。これに対して、事務局の考察とさせていただいている部分については、特に生活弱者への複雑、多様化したニーズに対しては、丁寧な取組を行っていると言えるのではないかと。ただし、少子高齢化の進展に伴い、扶助費等の義務的経費が増加する中、財源の確保とあわせ、市民力、地域力を活用したきめ細かな対応が求められるという部分と、このため多様性を楽しみ、ともに生きる自助、互助、共助が高まり、市民が安全に暮らせるまちを築いていくことが重要で、持続可能な共生社会が必要であるという意見を述べさせていただいております。

38ページに移りまして、母子保健事業につきましては、子育て支援と連携を図りながら、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援につなげることが求められていると考えています。目的とすべきまちの姿で、全てに対応していけるような部分については現実的ではないので、見直しが必要なのではないか、サービスの担い手、受け手の内容の整理をすべきという意見を述べさせていただいております。

続きまして、39ページに移りまして、分野2の子育てでございます。

子育てにつきましては、子育てしやすいまちを目指すということで、施策の方針については、全ての子育て家庭への支援と、施策の方針2としまして、子育て支援施設の整備と記載させていただいております。

主な取組は、記載のとおり、施策方針1については5つ、施策の方針2については、40ページにかけまして3つ掲げさせていただいたということでございます。この事業分野で指標とさせていただいているのは、子どもと家庭の相談室の相談件数の推移であるとか、子どもの家の入居者数、子どもの家の利用数などを指標として掲載させていただいております。

評価委員会からの提言については、子育て事業は、縦割り行政では解決できない、人を育てることなので、トータルとしての事業展開を望む点、また、子育て支援センターを各地に建設しているが、閉鎖的に思える点、もっと気軽に相談できるセンターになることを望むとか、近未来の人口年齢構造をベースに、子育て施設の運用や多目的施設の併用なども検討すべきである点についてご意見もいただいております。

SDGsについては、3番、4番、10番、11番、17番をゴールとさせていただいております。

これに対しての事務局考察としては、持続可能な都市経営を進めるためには、子どもたちが健やかに、そして健全に育つまちをつくることが重要である、平成27年度に策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略によると、市において出生率の向上を目指すために、キャリアの継続や共働きを前提とした支援が必要であるということが判明しており、このため、都心への通勤と子育てを両立するための駅近の保育施設等の整備、一時預かり施設や地域、学校と連携した子どもたちの居場所づくりなど、42ページに移って、子育ての環境整備を積極的に行い、子育てしやすいまちづくりを進める必要があるということを記載させていただいております。

続きまして、43ページに移りまして、分野3の学校教育でございます。

学校教育は、施策の方針が3本ございまして、安全安心で開かれた学校づくり、教育内容、教育環境の充実、次のページに移りまして、45ページの学校施設の整備の3つでございます。

それぞれ目標とすべきまちの姿が記載されておりまして、施策方針1につきましては3つの取組、教育内容、教育環境の充実につきましては、5つの取組を推進しています。施策方針3につきましては、今後の取組として、学校施設の整備という1つで

ございます。

45ページには中学校ブロックを参考として書かせていただいています。この分野で指標としているものについては、46ページのスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置状況の比較であるとか、特別支援学級の設置率の推移であるとかという部分を指標と挙げさせていただいております。評価委員会からは、学校はあくまで子どもたちが主体である、教職員が主体ではない。全ての子どもが生き生きと学校生活を送れることを望むという部分と、47ページ移りまして、スクールソーシャルワーカー等、子どもや家庭の相談を受け付ける人については、資格要件より資質が重要である、資質がある先生を適切に評価し、配置できる仕組みが必要である、そして、鎌倉市公共施設再編整備との整合性を考慮しながら、改築や大規模改修等を実施してほしいというご意見もいただいております。

この分野に関するSDGsのゴールを5つ記載させていただくとともに、事務局の考察としましては、学校施設の整備については、市立小中学校への冷暖房施設全校設置、未改修トイレの改修に向けたところが目立ったところから、今後は、老朽化する施設の建て替えをどのように行っていくかを具体的に検討していかなければいけないこと。開かれた学校づくりを引き続き進めるため、地域住民と学校との連携協力体制を整備していくことが求められているという部分と、学校の適正規模、人口推計を踏まえた適正配置、老朽化調査の結果を踏まえ、施設整備のあり方を早期に確定することが求められるという部分を記載させていただいております。

48ページに移りまして、グローバルな人材育成、郷土学習の充実、教育環境の整備など、教育大綱に掲げた事項、総合教育会議で話題となった内容を盛り込むことなどが必要ではないかという部分も考察させていただいております。

次に、49ページに移りまして、分野4の青少年育成でございます。

「青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます」ということで、これにつきましては、施策については1本でございます。主な取組につきましては、4つ掲げさせていただいております。

この指標の部分については、検討中ございまして、また、でき次第、お見せさせていただくということで、本日は記載しておりません。

市民評価委員会からの提言につきましては、50ページにかけまして、青少年会館の青年の利用人数及び青年を対象とした講座、教室の数を指標化してほしい、0歳から小学校までは他の分野での取組があるが、16歳以上の未成年を対象とした施策はここだけである、青少年という幅広い年齢層を対象とするのではなく、16歳以上に絞った取組をしたらどうかというご意見もいただいております。子育て施設との連携、統合も検討すべきであるという意見もいただいております。

SDGsについては、現時点では2つ載せさせていただいて、これに対しての事務局考察としましては、青少年会館の維持管理が主要な事業となっているが、青少年の活動や居場所づくりを資するものになっているかの確認、また効率的な運用等について検討が必要であるという部分と、近年、引きこもりをはじめ、様々な困難を抱える若者への支援の重要性がクローズアップされたり、困難に直面する若者に対する地域の理解を広めるとともに、自己肯定感が持てる居場所づくりや就労等への支援を行うことが求められているというご意見をいただきました。

次に、51ページに移りまして、生涯学習の分野でございます。

「豊かな生涯学習社会の創造を目指します」ということで、これは施策の方針は2

つございます。1つは、多様な学習機会の提供と学習成果の活用でございます。施策の方針の1については、主な取組が3つでございます。

次のページ、52ページに行きまして、施策の方針の2につきましては、学習環境の整備と充実については、主な取組が3つでございます。指標については、後日、記載をさせていただきたく、調整をしております。

評価委員会からの提言につきましては、子どもから高齢者まで幅広い年代の方々の地域での学習についての取組の対象が非常に偏っている、もう少し全世代のニーズを把握して、広範囲に及ぶ事業を実施すべきである、さらに、これが自治体として提供する必要があるかも検証すべき、学習施設の運用がうまくいっているほかの自治体を参考に運営方法を考えるべきではないかというご意見をいただいております。

53ページに移りまして、SDGsのゴールを2つ挙げさせていただくとともに、事務局考察としては、人生100年の長寿社会の生涯学習のあり方について検討が求められている、特に、生涯現役で社会とのかかわりを持ちながら地域で暮らすといった視点も強化すべきであると、生涯学習を推進する上で、生涯学習センターや図書館といった行政施設が核となることは当然であるが、今泉台の「みらいずみ工房」を初めとした企業との共創による場やプログラムの提供、また文化財や施設など、地域をフィールドとした活動、豊富な人材の活用なども非常に効果的であり、地域の自発的な取組を支援していくといった視点も盛り込むべきでないかという意見を述べさせていただいたということでございます。

続きまして、54ページでございます。

分野6、第4章の最後でございます。スポーツ、レクリエーションでございまして、「気楽にスポーツを楽しめるまちにします」ということで、施策の方針は2つございます。スポーツ、レクリエーションの推進、スポーツ施設の整備でございます。それぞれ施策の方針1については、主な取組が4つ、施策の方針2につきましては、主な取組が3つでございます。

これに対しての指標については、現時点では記載させていただいていないので後日ということです。

これに対して市民評価委員会からの提言におきましては、施設利用の機会が平等に行われているかどうかの検証を行うべきである、東京2020オリンピックパラリンピックをきっかけに、スポーツへの参加しやすい環境の整備を進められたい、市民の公平性の観点から、施設の受益者負担原則の制度化を早期に実現してほしいという意見がありました。

SDGsのゴールについては5つ掲げさせていただいて、事務局考察としましては、市民意識調査においては、重要でない施策のトップ3に位置することから、今後、深沢地域で進めるスポーツ施設の整備を含めて、広く市民の理解を求め、市民のスポーツ実施率の向上を図っていくことが必要であるという意見を述べさせていただいております。

また、56ページでは、深沢地域整備事業における総合体育館とグラウンド等の整備についても、特定のステークホルダーに偏ることのないよう、多目的な利用にも対応できるようにするとともに、鎌倉市公共施設再編整備や深沢地域整備事業との整合を図りながら事業を進めていくことが求められるという部分を述べさせていただいております。

57ページに移りまして、第5章でございます。第5章、安全で快適な生活が送れる

まちでございます。

これらにつきまして、まず6つございますうちの分野の1、防災安全でございます。災害に強い、安心して暮らせるまちを目指すということで、施策の方針については1から4でございます。

地震対策、風水害対策の充実、58ページに移りまして、危機管理対策、59ページに移りまして、施策の方針3の消防機能の整備、充実、防犯活動の充実、強化、60ページにかけまして4つございます。

それぞれ、方針に記載のとおり、主な取組が、1については8つ、施策の方針2については1つ、施策の方針3については4つ、施策の方針4については3つという形で記載をさせていただいております。

60ページに移りまして、この分野での指標としましては、耐震相談の件数であるとか、危険ブロックの改善率であるとか、災害時の避難行動支援者名簿の提供率であるとか、防災安全情報メール、人口1,000人当たりの配信サービスの有効利用数等を記載させていただいているところでございます。さらに、62ページには、人口1,000人当たりの救急隊出動件数なども記載させていただいております。

これに対して、63ページの評価委員会からの提言につきましては、共助を掲げる以上、必要情報を提供するだけにとどまらず、災害に対する啓蒙に行政ももっと積極的に力を入れてほしいというご意見や、市民が避難経路などを十分に理解し、大地震が生じた場合にもすぐに安全な場所へ避難できるようになっているかどうか、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞を来さないよう、機能が確保されているかどうかなど、目指すべきまちの姿にある項目について、目標とする程度を明確に指標とすべきであるというご意見をいただいております。

さらに、64ページに移りましては、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」と言い切ってしまうのであれば、行政としては安全に関する取組を行う必要はない、行政の責任と個人の責任をある程度明確にして、行政の責任に関する取組に注力すべきであるというご意見をいただいております。

この分野のSDGsのゴールも非常に多岐にわたり、7つのゴールを挙げさせていただいているということでございます。

これに対して、事務局についての考察とさせていただいている部分については、防災、安全と市街地整備の分野の連携を図って、災害に強いまちづくりを進めていくことが求められていることを書かせていただいている部分と、中段に、市民意識調査においても、施策間の重要度については、重要であるという施策の2位であって、施策自体の重要度では、今後力を入れてほしい施策の第1位に挙げられているものでございます。常に、市民意識調査の中で上位に位置しているという部分も踏まえて、東日本大震災から7年たつが、後世に伝えていくために、引き続き防災意識の醸成は注力すべきである、また一方では、津波や大雨による河川の氾濫や土砂災害などに対しての対応には、根本的な解決には至っておらず、より一層の取組が求められているのではないかと記載をさせていただきました。

事務局考察の中で、津波や大雨による河川の氾濫や土砂災害などに対しての対応には根本的な解決に至っておらず、より一層の取組が求められている、近年では、想定外の災害が頻発しているが、どこまでの準備をしておくか、準備しておく必要があるのか検討すべきである、津波対策など、本市だけでは解決できない問題に対しては、国や県との協議を具体的なものとし、確実に実施していくことが必要であるという意

見も述べさせていただいております。

ここで休憩させていただきます。

会長 ご説明ありがとうございます。

本日の進め方としてイメージしていましたが、この資料4というものを、全体像を事務局からご説明いただいて、本日は余り時間もないので、全体について、あるいは、議論の進め方とかプロセスの部分について、ご質問があればお受けし、皆様にはお持ち帰りいただき、次回の審議会でご意見をいただくという、そのような進め方にしようというように考えていました。このため、今回は一気に100ページをご説明いただく形になりますが、この時点で、もし何かお気づきの点がありましたら、先にご意見をいただいたほうがよろしいでしょうか。それとも、あと30ページぐらいあるのですけれども、一気に進めた方がよろしいでしょうか。

事務局 今、4章、5章が非常に重いところなので、少しありますが進めたいと思います。

委員 1点、確認よろしいでしょうか。

この策定スケジュールに関してなんですけれども、基礎資料ガイドラインというのが11月末までという予定になっていますよね。恐らく基礎資料というのが、今、ご説明いただいているものや統計資料のことなのかと思うのですが、ガイドラインというのは、どういうものになるのでしょうか。今度の計画に対してこのようなものをつくるということがガイドラインになるのでしょうか。そして、それは公表されるものなのでしょうか。

事務局 いわゆる策定スケジュール中段でお示ししている策定部会での計画の案の検討をどのように進めるかについて、施策の方針の見直しの仕方、SDGsの位置づけ、現状の課題の整理など、ガイドライン案をまとめておきます。それを策定委員会、策定部会にお示しをして、作業の進め方について一つのガイドラインをつくっていきたいと考えています。

委員 今後はこういう形で、基礎資料をもとにこういう形にしましょうというのがガイドラインということでしょうか。

事務局 このように検討してほしいと示す部分は、審議会でご提示させていただきたいと考えております。

委員 それは公表されるものではなく、内部資料ですか。

事務局 あくまでも内部資料です。

委員 この基本計画の後ろを見ますと、それぞれの所管課というのでしょうか、そういうものが明確に部分的には載っているのですけれども、そのガイドラインなどができる段階で、例えば、この施策は教育委員会の所管であるとか、あるいは、子育てを支援する課が主に推進するところであるとか、その辺をお示しいただけると、責任の所在などが具体化するのではないかという気がしています。

事務局 わかりました。検討致します。

会長 では、残りの30ページほど、ご説明いただいてもよろしいですか。

事務局 66ページから進めさせていただきたいと思います。

第5章の分野の2、市街地整備でございます。市街地の整備を進めるということで、これは施策の方針は1つでございます。市街地整備の推進ということで、主な取組につきましては7点、67ページまでにかけて記載をさせていただいております。

この分野の指標としましては、まちづくり条例に関する自主まちづくり計画提案数ですとか、用途地域別の面積率であるとかという部分を記載させていただいているも

のでございます。

68ページに移らせていただきまして、市民評価委員会からの提言については、2つほど述べさせていただきます。深沢地域整備事業はスピード感を持って進め、方向性を早く見出してほしい。再開発事業に関して、事業計画、権利変換計画等の提示、権利者の不安の解消、調整を図っていく必要があるというご意見をいただいております。

SDGsについては4つで、基本計画改訂における配慮すべき事項の事務局としては、鎌倉駅周辺地域、大船駅周辺地域、深沢地域国鉄跡地周辺については、6年間でどこをどこまで整備できるのか、財政状況等も踏まえた十分な検討が必要であるという部分を記載させていただいております。

また、少子高齢、長寿命化社会、防災対策、テクノロジーの進化など、様々な社会環境の変化に対して、どのように市街地整備をしていくかの議論が求められるという部分も記載をさせていただきました。

次に69ページに移らせていただいて、3番、総合交通の分野でございます。

これについては、施策の方針は1から4でございます。道路、交通体系の検討、交通安全意識の高揚、次のページに行きまして、駐輪対策の推進、公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進を記載させていただいております。

それぞれ記載のとおり、主な取組については書かせていただいているとおりでございますけれども、施策の方針1については、交通体系の検討1つ、施策の方針2については3つの取組でございます。施策方針3については1つ、方針4については3つの主な取組を記載させていただいて、指標については、今、順次、記載をしているところでございます。

これに対して、市民評価委員会からの提言につきましては、1つ目の部分でございますが、ロードプライシング実施のための課題の法制面や課金方法等の問題を整理し、解決施策について、引き続き検討していくことが重要である。ETCシステムを一般道路へ適用することなど、法的な課題や課金方法などの課題を解決していくことが重要であるというものを記載している部分と、公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進という方針に対して、駅のバリアフリー化だけの事業でつながるのか、エレベーターの設置支援だけでは、公共交通機関の輸送力の向上は期待できないという部分と、目標とすべきまちの姿について、具体的な取組や内容を示すとともに、実現に向けた進捗状況が判断できるよう指標を設定すべきであるというご意見をいただいております。

SDGsのゴールについては5つ記載をさせていただいて、事務局の考察としては、都市計画道路に関する記述については見直しが必要であること。交通需要管理について体系的に整理することが必要であり、特に公共交通を利用する際のわかりやすさや利便性の向上、パークアンドライドの充実など、それぞれ取組を効果的に組み合わせることが必要である。ロードプライシングの実施に向けては、多くの課題があるが、着実に実施していく必要があるという部分を記載させていただいているところでございます。

72ページに移りまして、今後、高齢者の免許証返納が増え、交通不便地域への対策が求められているが、長期ビジョンの都市経営を視野に入れた対策を検討していく必要があると思われるという考察を書かせていただきました。

73ページに移りまして、分野の4、道路整備でございます。

「安全な道路の整備を進めます」ということで、これらにつきましては、施策は1つでございます。道路、橋梁の整備、維持管理で、主な取組については、6つ述べさ

せていただいております。この分野の指標も今、検討中でございます。

評価委員会からの提言につきましては、目標とすべきまちの姿について、具体的な取組や内容を示すとともに、実現に向けた進捗状況が判断できるような指標を設定すべきである。災害が発生した際の緊急輸送路、避難路の整備を確実に進めていくことが求められる。道路補修は道路舗装修繕計画、橋梁は橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけながら効率的に行うべきであるというご意見をいただいております。

SDGsのゴールについては4点です。事務局の考察につきましては、身近な道路や橋梁などの老朽化が目立ち、日々の生活に直結する社会インフラであることから、市民意識調査結果では、施策自体の重要度としては今後、力を入れてほしい施策の上位に挙げられていることから、安全性や快適性を求める維持補修に対するニーズは高いと推察される、社会基盤施設の維持管理には多額の経費を要することから、災害発生時の緊急輸送路、避難路の整備を含め、計画的な維持修繕を行って、早期に予防保全型への管理への転換が求められている、この計画期間内で予防保全型への転換をどのように進めるか、生活道路の整備にどの程度取り組むかは、計画を十分に検討することが必要であるということに記載させていただいております。

次に、76ページに進めさせていただきまして、分野5でございます。

住宅、住環境でございます。「快適な住環境をつくり出します」ということで、施策の方針は1つでございます。鎌倉らしい住まいづくりということで、主な取組も1つでございます。

これに対しての指標は今後、検討します。評価委員会からの提言につきましては、鎌倉らしいまちの姿が明らかでなく、事業内容と連携しておらず、実現可能性に乏しい、若年ファミリー層の転入について、具体的施策を立て実行に移すことが求められる、住宅購入等については、時代の変遷に応じて、公共というより、私的経済活動に近くなりつつある、誘導や促進を行政がどこまでなすべきなのか、行政が実施できる範囲を明確にして実施すべきであるというご意見をいただいております。

SDGsのゴールについては、1番と11番です。事務局の考察としましては、市営住宅の管理運営にとどめるか、住宅施策まで取り扱うかなど、この分野で扱う領域を明確に定義する必要があること、それに合わせた施策の方針と取組を整理することが必要であること、ソフト面で、市民がずっと住み続けたい環境を整えるために、人口のバランスのよい活力のある地域づくりについて具体的な事業を実施していく必要があること、少子高齢化が進む中で、人口バランスを回復するには限界があること、市が住宅施策を実施する理由について再検証する必要があるという部分を、考察として述べさせていただいております。

続きまして、78ページでございます。下水道、河川でございます。

「下水道の整備とともに、親しまれる河川づくりを進めます」ということで、施策の方針は1番から3番でございます。1番、下水道の整備、管理、2番が水辺の環境と整備と創出、管理でございます。次ページに移りまして、下水道資源の有効利用で、それぞれの施策の方針に主な取組が、1番で5つ、2番で4つ、3番で2つ、それぞれ掲げさせていただいているところでございます。

続きまして、80ページに移りまして、この事業分野の指標としているものについては、準用河川の修繕の状況であるとか、雨水調整池の浚せつの状況を載せさせていただいております。

これに対して、市民評価委員会からは、下水使用料の適正化については市民生活に直結するものであるため、丁寧な対応をすべきである、施設の現状把握を実施し、優先順位をつけ、計画的、効率的に事業を実施し、限られた予算を有効に執行してほしい、下水道等社会インフラの維持管理には膨大な費用が必要であるので、長期的展望を踏まえ、効率的なコスト運用を期待する。河川管理につきましては、地域住民との協力体制をつくり上げ、良好な水辺環境を創出するべきであるというご意見をいただいているところでございます。

これに対して、分野のSDGsのゴールについては、80ページになりますが、現時点では6つ掲げさせていただいている部分と、事務局の考察としましては、下水道施設は、日々、市民生活を支える社会基盤の1つであり、稲村ガ崎での下水道の流出事故を見ても、使用できなくなる事態が発生すると市民の生活環境に多大な影響をもたらすことから、適切な維持管理が求められること、ただし、施設の維持管理には多額の経費を要することから、下水道使用料の改定をあわせて、早期に予防保全型管理に移行し、長期的な視点に立って計画的な対応を図る必要があり、次期計画策定においては十分な検討が必要であるという部分を書かせていただいているところでございます。

また、下水道事業については、地方公営企業会計に法適用する公営企業会計に平成31年度から移行いたしますので、経営の視点を持って運営することが必要となり、次期計画も、これを踏まえたものをつくっていただくということを、事務局としての意見として述べさせていただいているところでございます。

続きまして、82ページで、最後の第6章でございます。

「活力ある暮らしやすいまち」ということで、分野については4つございまして、そのうちの(1)産業振興でございます。「産業の振興により活力あるまちを目指します」ということで、それらの方針は2つございます。1つは、農業、漁業の振興でございます。2つ目は、商工業振興の充実でございます。

施策の方針1については、主な取組としては7つ、都市農業の振興から鎌倉ブランド事業の推進まで7つを掲げさせていただくとともに、83ページにまいりまして、商工業の振興の充実につきましては、主な取組については、1から5の商工業振興の推進体制の充実から伝統工芸などの保存、継承、事業活動の支援までを記載をさせていただいております。

これに対する指標については、84ページから87ページにかけてですが、事業分野の指標としましては、84ページですと、鎌倉市の農家数、販売農家従事者数の推移であるとか、遊休農地の面積であるとか、あとは鎌倉、腰越両漁業協同組合の正会員数であるとか、漁獲高、市民農園の開設数であるとか、86ページに移りまして、商業の事業所数等の推移であるとか、87ページの商店街の団体加入率、鎌倉彫の出荷額などを指標として挙げさせていただいております。

87ページの下のところ、市民評価委員会の提言でございますけれども、当分野はインフラ整備、鎌倉ブランドの発信に特化すべきではないかというご意見や、販売拡大や地場海産物の供給施策の検討は、行政の任務かは疑問である、地域における就業者や職種のバランスを考えて、産業振興を行う必要がある、88ページに移りますが、今後の鎌倉の将来を担う産業を育成する立場をとるべきである、農地や漁港の管理をサポートする事業が多いが、どこまで市が負担する必要があるのか、サポートするのであれば、補助金なしに該当産業だけで運営できる状態に持っていく取組を行ってほしいという部分のご意見をいただくとともに、鎌倉彫の振興については、新しい鎌倉

ブランドの創出や支援に力を入れてほしいというご意見をいただいております。

SDGsについては、これもあり多く、8つのゴールを目指しております。

事務局の考察としましては、記載のとおり、特に持続可能な都市経営を進めるため、平成27年度に策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、働くまち鎌倉を目指すこととしており、東京に通勤するための住宅都市から脱却し、多くの歴史的遺産や豊かな自然環境に恵まれたまちで働き、暮らすという新たなライフスタイルを発信し、東京圏とは異なる鎌倉、湘南という新たな圏域の形成を進めるためには、本市の特徴である歴史、文化、観光を産業につなげるとともに、環境に負荷が少なく、本市の特性にも合うIT産業や高度な研究開発機能を有する企業等を誘致することにより、雇用創出、イノベーション促進に取り組み、これらの機能の集積が推進されると考えております。また、鎌倉でのテレワークの推進を企業に働きかけ、側面からの支援なども重要であるという意見を書かせていただくとともに、89ページに行きますが、働くまちであることは、職住近接のライフスタイルが可能になることから、出産、子育て等の様々な負担の軽減により、出生率の向上に対する効果も期待できるのではないかとという部分も記載をさせていただいております。

続きまして、90ページに移りまして、分野の2、観光でございます。

「快適で魅力ある観光を目指します」ということで、施策の方針は1から3でございます。1番目が、観光都市としての資質の向上でございます。90ページの下の33行目のところで、安全で快適な観光空間の整備でございます。

91ページでございますが、91ページの64行目の記載が間違っていまして、施策の方針の2ではなく、正しくは施策の方針の3でございます。施策の方針3でございます。地域が一体となった観光振興の推進でございます。

それぞれ主な取組としては、施策の方針1については4つ、施策の方針2については6つ、施策の方針3につきましては2つを書かせていただいて、それぞれ目標とすべきまちの姿について取り組むべきという状況を記載させていただいております。

92ページに移りまして、この分野での指標としましては、観光客数の推移、1人当たりの観光消費額であるとか、93ページに移りまして、来訪者満足度、海水浴客数であるとか、94ページに移りまして、観光予算額の推移であるとか、市民理解度等を記載させていただいているところでございます。

市民評価委員会からの提言でございますが、厳しい意見が非常に多い部分がございます。トピックスで挙げさせていただくと、新たな観光資源の発掘、開発にかかわる取組は何かあるのか、指標の立ち寄り地点数の変化がないところを見ると、特に効果が出ていないのではないかと、滞在時間等の長時間化を目指していくのであれば、指標を設定すべきでないか、そもそも観光は産業の1つであり、事業主の努力によって集客力のアップを基本とすることから、行政として、観光客に対する行政やマナーに関する情報提供や道路や公衆トイレを含む公共施設、設備の整備及び一般市民への観光客による被害対策のみに注力すべきであるというご意見や、既に観光客は飽和状態にあるため、観光客数を増やすような事業は行うべきではないというご意見をいただいている状況でございます。

95ページに移りまして、SDGsのゴールとしましては、7つを現時点では考えてさせていただいております。

事務局の考察としましては、鎌倉市を訪れる年間2,000万人を超える観光客、鎌倉のまちや人を愛する鎌倉ファン、彼らは鎌倉の財産であり、まちの賑わいやコミュニテ

ィーを支える交流人口と位置づけられると考えております。地域コミュニティを広く開放し、また、まちづくりに継続的に参画することができる仕組みを整えることで、彼らは交流人口から関係人口へ変容し、地域経済を支える大切な存在になる、鎌倉好きが鎌倉フリークとなり、ひいては鎌倉住民にしてしまうことが人口減少のほうに歯止めをかけ、地域経済を活性化する原動力となるというものを書かせていただくとともに、観光地として多くの来訪者があるものの、産業としての位置づけは弱く、市民の雇用の場や税収源として機能しているとは言える状況にはないという点、観光振興に対するネガティブな考え方を持っている市民もいることから、観光施策がどのような形で市民に還元されているのかなど、観光施策への理解を深めてもらう取組を行わなければならないという意見を書かせていただいております。

続きまして、96ページ、分野3、勤労者福祉でございます。

「勤労者の福祉を充実します」ということで、施策の方針については1から3でございます。雇用支援の充実、働く環境の充実、97ページに移りますが、技能振興の充実という形で、3つの施策を展開しております。

施策の方針1については、主な取組は2つ、施策の方針2についても2つ、施策方針3、技能振興の充実についても2つです。技能の啓発・奨励を記載させていただいて、この分野の指標としましては、勤労者生活支援融資の利用件数などを記載させていただいているところでございます。

98ページに移らせていただいて、市民評価委員会からの提言としては、指標は、企業就職面接会の参加人数でなく、正社員の雇用数、短時間勤務の雇用数などを指標として掲げるべきである、指標の鎌倉の企業就職面接会の参加人数については、5人しか来ないような面接会については、そもそものあり方を見直すべき、鎌倉としてやるべき事業は何か、焦点を当てて取り組むべきというご意見をいただいております。

SDGsのゴールにつきましては6点で、事務局の考察につきましては、働き方改革が進む中、職住近接の働き方など、今後はより一層、ワークライフバランスを充実させる取組が求められていること、雇用支援の充実については、市民意識調査においても、今後力を入れてほしい施策の上位に挙げられてあり、特に、就職が困難な若年層や非正規雇用が多い労働環境の中で、雇用の支援の充実が求められているという部分と、技能振興の充実が勤労者福祉の分野にあることに違和感があるという意見を記載させていただいております。91行目の総工業と書いてあるのは、正しくは商工業振興の充実でございます。訂正をお願いいたします。主な取組の伝統工芸の保存、継承、事業活動の支援に含まれるのではないかとという部分などを考察として掲げさせていただき、分野名称の企業者福祉も見直しをしていく必要があるのではないかとという部分を記載させていただいているところでございます。

消費者対策として、「消費者として暮らしやすいまちを目指します」ということでございます。これにつきましては、施策の方針は1つでございます。消費者施策の推進ということで、主な取組については、5つを掲げさせていただいております。消費者被害の発生防止、情報と教育などの機会の提供から拡充される消費者関連法規への対応となっております。

100ページに移りまして、この部分の指標としましては、消費生活相談件数等を記載させていただいております。

市民評価委員会からの提言としましては、ネットを通じた消費者トラブルなど、若者たちの被害は把握できているのか、学校教育で消費者教育を徹底すべきであるとい

う点や、消費者被害未然防止策に積極的に取り組んでいただきたい、急増する独居高齢者世帯、老々世帯がその対象になりやすいことから、情報紙、広報かまくら、講座等に頼ることなく、包括支援センター、警察巡回活動等の連動や対象者が集まる病院、地域のお祭り等での巡回広報活動を実施し、被害を受けやすい市民へダイレクトコミュニケーションを強化すべきであるというご意見をいただいているところでございます。

SDGsのゴールは3つで、事務局の考察につきましては、消費者生活相談の利用割合が近隣市に比べて高く、特に高齢者に対する消費者被害の未然防止については、本市にとって重要な課題であります。市民意識調査では毎年、重要でない施策の上位に挙げられておりますが、消費者相談センターを設置していることから、消費者被害の未然防止、被害に遭った際の救済を図る取組など、引き続き行っていく必要があるというご意見を書かせていただいております。

以上でございます。

会長 本当に、丁寧なご説明ありがとうございました。おかげさまで、私自身もですが、24の分野それぞれについて、現状とか課題が、大まかなところ理解できたと思います。

先ほども一度ご説明申し上げましたけれども、進め方としては、主なご意見は次回の審議会ですでにいただくということにしまして、本日はもう時間もございませんので、この資料の全体に関するご質問や確認事項について発言を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 一つ質問ですが、鎌倉市の市民評価委員会からの提言という項目がかなり大きな位置づけを占めているように考えられますが、この審議会の委員がこの提言をどういうふうに解釈していったらいいのか、この提言の役割についてお知らせいただきたいと思います。

会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 市民評価委員というのは、審議会と性質が異なり、市政に対して自由に意見を言っていたいただいて、それを施策にできるだけ反映していくために、毎年の行政評価の中のPDCAサイクルの一つのチェックという形で使わせていただいているものでございます。それを今回、こういう形でまとめさせていただいて、提案をさせていただいている案に載せさせていただいているものですから、委員の方々については、あくまで参考にしていただいて、それぞれ委員の方のご意見を述べていただければと存じます。これに必ず引っ張られなければいけない、これを書いてあるからやらなければいけない、ということではございません。

委員 また、その後の市の事務局考察案というのは、この提言というのは全く関係ないということでもよろしいでしょうか。逆に、市民のこういう意見が多数あり、こういう事務局考察案として整理した、という読み方も特にしなくていいということですか。

事務局 1つの参考として見ていただければということで、委員のお立場で、こういう部分がやはり必要だとかということとは言っていただければと思います。何も検討材料がないと、ご意見を言っていたくのが厳しいのではないかなということで、我々としての意見を記載させていただいているということでございます。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 ありがとうございます。

他のご質問はいかがでしょうか。

委員 今、ご指摘のあった点に関連して、このスケジュールの中にもあるとおり、振り返りに対しての意見というのが総合計画審議会のミッションなのかとは思いますが。そうすると、今回の審議会では、この振り返りに対しての意見は、説明があった市民意見の部分と、事務局の考察に対しての意見を述べるということで考えていいのですか。だとすると、参考なのかどうかというのは、少し意味合いが違ってくるのではないかと思います。

事業全体に対しての個々の意見を述べる際に、振り返りに対してという趣旨であるならば、どういうふうに評価して意見を出したらいいのかという思いがありました。委員が質問したことへのお答えを踏まえれば、余り載っているものに対してこだわりを持たず、全分野に対して意見を出すという意味合いかというのが1点です。

それからもう1点は策定スケジュールにも関連しますが、今後、実際に振り返りをしていくのが各課ということになっており、現実的な考察が行われると思われれます。一方、施策の振り返りについて、現時点で各課の考察を踏まえない意見を本審議会に述べるとすると、的外れな意見にならないだろうかと懸念がありましたので、そのあたりの整合やフィードバックがあれば教えていただきたいと思います。

事務局 私から整理して説明させていただきます。

先ほどのご質問のあった評価委員会からの評価というのは、これはPDCAのCに当たるもの、毎年評価をしていただいているものです。この審議会は、どちらからというのと次の計画をつくっていく上でのアクションというか、プランニングをしていく役割というのが一番大きなところになってくるかと思います。

しかし、新しい計画をつくるということを役割として持っていただいたとしても、過去の計画がどうであったか、どういう評価がされているかというところは一旦見ていただかなければいけないということになるかと思います。それで、市民評価委員会から提言をいただいていることであるとか、評価でいただいている内容をここに入れさせていただいています。

担当部署の振り返りというのが一番重要だという意見ですけれども、それはもちろんだと思うのですが、その前に事務局で振り返りをしているのは、もう少し大きな視点で、やはりそのセクションの中でこの事業がどうだったかということではなくて、基本構想に対して各分野がどのように寄与してきていただろうか、その各分野の目標に対して、それぞれの取組がどのように働きかけて効果が上がってきていただろうか、上がってきていなかったらどうかという視点を、少し幅広の範囲で見ているというのがこの事務局の評価ということになっています。

この審議会の中でもいろいろご議論をいただきたいところというのは、やはり目標に対して貢献していくような事業のロジックをどうやって組み立てていくかという視点で、例えばこここの分野は、もう少しこういう整理をしたほうが良いのではないかと、こういう横断的な考え方を持った方が良いのではないかと、というようなことをご議論していただければなと思っています。

例えば全分野にわたる施策というのがあるかと思います。平和だとか人権とかのようものをどうやって全体の施策に浸透させていくか、というように、横串を刺していく計画の組み立てを検討する必要があります。また、インフラの維持はかなりコストがかかってくるというのは明確ですが、財源を確保していくような仕組みをこの計画の中にどのように位置づけるか、あるいは、緑地の保全のように今後負担が予想されるものにどのように向き合っ、どの程度対応していくようにしていくか、高齢者

とか子育てに対して、どれも必要な施策なのですが、どのように公がかかわっていくのか、市民の中でこうやってしっかりやっていくのか、外からの支援を受けていくのかといった点を振り返る必要があります。

また、そういう事業を進めていく上で、稼ぐ仕組みというのにどのように投資をしていくのかも論点です。例えば、産業振興であったり、観光振興とか、あとは新たなまちづくりに対しても一定の投資は必要ですけれども、それが将来的にかえってくるのであれば、この6年間にどこまでやっていくかというような、そんなところを少し広い視点で議論がいただければと思っております。

今回、事務局の見直しをしている中で、特に気になったのは第4章の計画の体系のところ、また次回ご議論があると思うのですが、例えば共生社会を目指していくことや、人生100年の超長寿社会を迎える中でどのようにしていったら良いのか、出産から、成人していく過程の中で切れ目のない支援をしていくためにはどのような計画体系を、どのような関わりをしていったほうがいいのかなどについてご議論をいただいて、政策間連携とか広域連携、あとはテクノロジーの活用をどのような形で計画に位置づけていくかという大きな議論をしていただけたらと考えています。

答えになっているかどうかはわからないのですが、事務局としてはそのような考え方で整理をしてきているところです。

会長 ありがとうございます。

今のご回答でよろしいでしょうか。

委員 資料で欲しいというぐらい、いろいろ言っていたいたのですが、意識して振り返りというのにこだわらなくていいというように理解してもよろしいですか。

事務局 はい。

委員 わかりました。それから、もう一つだけ言わせていただきます。

この作り込みは大変だったと思うのですが、その中でSDGsのゴールが挙げられているのはよくわかりやすく良いと思います。方針の中で3つの配慮事項と、共生と共創があるかと思いますが、その視点についての評価的なもの、または考察的なものがあったら良いと思います。いずれにしても、次の計画では、そこが大きな柱の2つだと思うので、今後示して行けたらわかりやすいのではないかという気はいたしました。以上です。

会長 ありがとうございます。今のご意見は、次回まとめるものの一つに入れていただければ良いかなと思います。ありがとうございました。

他のご意見はいかがでしょうか。

今回は24の分野それぞれについて振り返る立てつけとなっておりますけれども、それ以外に、次期の計画には、もっとこのような視点が必要なのではないかというご意見もウエルカムということですね。

私からの確認としては、指標がたくさん含まれていて、一個一個眺めていると面白かったのですが、この振り返りのために選んできた指標なのか、それとも、もともと現計画がつくられたときに選ばれたものなののでしょうか。

事務局 この振り返りのために整理しました。

会長 これのために作ったのですね。

事務局 ただし、まだ確定した指標ではなく、事務局で考えられるものを掲載したまでです。もっと他に関連する点も出てくるかもしれません。よく精査してブラッシュアップし、またお示しできるようにしたいと考えております。

- 会長 わかりました。ありがとうございます。
もし、ほかにご質問がなければ、この議題は以上とさせていただきたいと思います。
それでは次に、議題3、市民対話について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 資料5をご覧ください。計画の策定にあたっては、市民からのご意見をいただきながら、検討を進めていく予定です。
今回は、新たな取組として、これまでのように単にご意見をお伺いする場とするのではなく、そこから一歩進め、集まっていたいただいた皆さまと、一緒にまちづくりについて考え、そしてともに行動していただけるような関係作りを目指していきたいと考えています。
具体的には、4回のワークショップを通じて、まず2回は、鎌倉市の未来のまちの姿を描く対話を行い、その後2回は鎌倉市の未来のまちの姿を実現するための対話を行う予定で、その後は継続的な共創関係につなげていきたいと考えています。
最初に2回行う「鎌倉市の未来のまちの姿を描く対話」では、SDGsの考え方にに基づき、経済、社会、環境の三側面をサブテーマに、ともに創ろう住み続けたいまち鎌倉をメインテーマとして、対話をする予定で、ここでいただいたご意見を計画に反映していく予定です。
次に、お手元に配布させていただきました広報かまくらを御覧ください。今回10月15日では1・2面を使ってSDGs特集を掲載させていただきました。2面を御覧ください。市のSDGsの取組として、市の最上位計画である総合計画にSDGsの視点を盛り込んで改定することについて市民に周知するとともに、中段左側のとおり、ワークショップとして、今回の市民対話の参加者募集記事を掲載しており、鎌倉市の未来について「ともに考え、ともに創る」方を募集しております。具体の日程や申込み方法については、広報に記載のとおりとなっています。
- 会長 委員から、ご意見・ご質疑はございますか。今回の特徴というのは、単に1回きりで終わりということではなくて、何回か繰り返すことによって双方向の対話をつくっていくというところが特徴ですね。
- 事務局 3つ大きく掲げたうちの共創の部分で、共に今後のあり方もつくっていく関係を構築したいという視点で、立てつけを考えられればと思います。
- 会長 よろしいでしょうか。
- 委員 資料5の鎌倉市の将来像を描く対話で、第1回目12月1日の開催場所はどこで何時からでしょうか。
- 事務局 12月1日は、福祉センターで1時半から4時半まで実施します。
- 会長 広報の2ページ目に書かれています。よろしいですか。ありがとうございます。それでは最後に、議題4、その他で、事務局お願いいたします。
- 事務局 次回の日程でございますが、本来であれば事前に次回の日程を調整してこの場でお伝えできればよかったのですが、日程のスケジュールをお配りするのが少し遅れたこと、皆様のご都合が合わない部分があります。したがって、本日皆様から日程の案をいただき、それを調整して、近日中に皆様にメールや電話等で連絡をさせていただいて日程を決めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。
- 会長 もし次回、どうしてもご都合悪くて欠席されてしまった方の場合は、先ほどのご意見は、書面で事前にいただくことは可能でしょうか。
- 事務局 そうしていただけると助かります。
- 会長 ぜひご協力いただきたいと思います。次回日程については、何かご質問とかござい

ますか。大丈夫ですか。

委員 　　実は、この資料を昨日いただいたのですけれども、これだけの資料を一晩で読むというのもなかなか大変でした。

事務局 　　申し訳ございません。

委員 　　やはり小説を読むみたいになんと読むわけにもいかないのです、もう少し早くいただけないでしょうか。何回も何回も読み直さないとわからないようなところもありますし、できれば、せめて10日ぐらい前にいただけるとありがたいです。

事務局 　　できるだけ早めにお渡ししたいと思います。

会長 　　本日は読み込んでいないということを前提で、長時間で丁寧にご説明いただけたと考えております。ぜひ次回に忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

　　それでは、以上で第3回の総合計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。